

●ハローワーク来所日

通常コースを申請する場合、日別計画表(認定様式第6号)のハローワーク来所予定日を計画する際は、申請される対象月の指定来所日のパターンを①～③グループの中から選択してください。
また、選択したグループの番号を日別計画表(認定様式第6号)の「ハローワーク来所予定表」の「備考」欄に記入してください。

【注意】 選択された指定来所日は変更していただく場合がありますので、予めご了承ください。

eラーニングコースを申請する場合、指定来所日は1パターンのため、下記eラーニングの日程で計画を行ってください。(原則、各月支給単位期間末日の翌月3日)

対象月	開講日	支給単位期間	指定来所日					
			グループ	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
5月開講 コース	5月21日(火)	21日～20日	①	6月21日(金)	7月22日(月)	8月28日(水)	9月24日(火)	10月23日(水)
			②	6月24日(月)	7月23日(火)	8月29日(木)	9月25日(水)	10月24日(木)
			③	6月25日(火)	7月24日(水)	8月30日(金)	9月26日(木)	10月25日(金)
			eラーニング	7月3日(水)	8月2日(金)	9月3日(火)	10月3日(木)	11月1日(金)

●申請にあたってのお願い

- (1)申請の際は、HPに掲載している「認定基準」、「求職者支援訓練の認定申請書を提出するにあたっての留意事項」、「記入例」等をご確認ください。
- (2)新規にカリキュラムを作成される場合は、HPに掲載している「カリキュラム作成ナビ」、「カリキュラム作成にあたっての留意事項」等をご確認いただき、申請書の受付期間以前に、福岡支部にご相談いただくことをお勧めいたします。
- (3)申請受付期間を過ぎて申請があった場合は受け付けることができません。また、申請書の受付期間の末日までに申請書類に不備がある場合、申請書を受理することができません。
- (4)定員を超えた申請があった場合には、HPに掲載している「選定方法」に基づき、選定を行います。選定の結果、認定されない場合があります。

※現時点での予定であるため、変更する場合があります。